

8 昇降機(エスカレーター)

《基本的考え方》

- ・移動等円滑化経路での垂直移動手段は、エレベーターの設置を原則とする。
- ・エスカレーターにより移動等円滑化経路を構成する場合は、構造上の理由によりエレベータ ーを設けることが困難な場合に限る。
- ・施設管理者等は、車椅子使用者がエスカレーターを利用する場合には、他の利用者の利用が できなくなるなど車椅子使用者の精神的負担も大きいことに留意する。

【3】移動円滑化経路を構成するエスカレーター

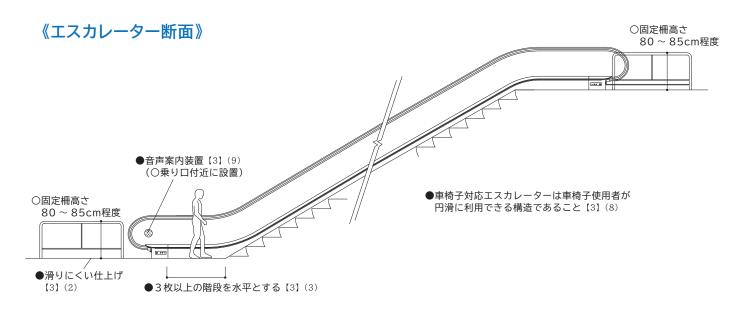
昇降方向	(1)上り専用のもの及び下り専用のものをそれぞれ設けること。	チ 昇降機
	ただし、利用者が同時に双方向に移動することがない場合に	(3)(-)
	おいては、この限りでない。	
踏段	(2)踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたも	チ 昇降機
	のとすること。	(3)(二)
昇降の	(3)昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にあるもの	チ 昇降機
水平部分	とすること。	(3)(三)
踏段の識別	(4)踏段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこ	チ 昇降機
	と等により踏段相互の境界を容易に識別できるものとするこ	(3)(四)
	と。	
くし板の	(5)くし板の端部と踏段の色の明度の差が大きいこと等により	チ 昇降機
識別	くし板と踏段との境界を容易に識別できるものとすること。	(3)(五)
進入可否の	(6)エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等に	チ 昇降機
表示	おいて、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。	(3)(六)
	ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについ	
	ては、この限りでない。	
幅	(7)幅は、80cm 以上とすること。	チ 昇降機
	ただし、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる	(3)(七)
	場合においては、そのうち1のエスカレーターのみが適合し	
	ていれば足りるものとする。	
車椅子使用者	(8)踏段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広	チ 昇降機
対応	さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられ	(入)(8)
	ていること。	
	ただし、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる	
	場合においては、そのうち1のエスカレーターのみが適合し	
	ていれば足りるものとする。	
音声案内	(9)エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降	チ昇降機
	方向を音声により知らせる設備を設けること。	(3)(九)

《標準的な整備(整備基準の解説)》

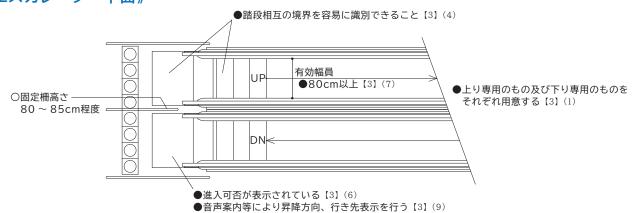
- ○【固定手すり】乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ 80~85cm 程度の固定 柵又は固定手すりを設置する。
- ○【車椅子使用者対応】施設管理者は、利用者が安全かつ円滑に昇降することができるよう十分 な係員の配置を行う。
- ○【音声案内】音声案内の音源は乗り口付近に設置する。

《望ましい整備》

- ◇【視覚障害者の誘導】エスカレーターに視覚障害者を連続誘導する場合は、以下の条件を満たす こととする。
 - ・乗り口方向のみに敷設する。
 - ・時間帯により、進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設する。
 - ・乗り口方向には、進行方向を示す音声案内を設置する。
- ◇【進行方向】2方向のエスカレーターが設けられる場合にあっては、原則として左側を進行方向とする。



《エスカレーター平面》



《進入可否の表示》



《係員呼出しボタン》



《車椅子用車止め》

●車椅子使用者対応エスカレーターの場合、昇降口において3枚以上の踏段が 平坦であるものとする。

